

〔要 旨〕

司法の独立と訴訟関係人に対する監視

堀 和 幸

1 司法の独立

日本国憲法は司法権（裁判官）の独立を保障し（76条）、他方、最高裁判所長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命し（6条）、それ以外の最高裁判所裁判官は内閣が任命し（79条）、下級裁判所の裁判官は最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命するとしている（80条）。

以上により、事実上全ての裁判官は内閣の意思によって任命されることになるが、内閣を構成する国务大臣のほとんどは与党議員であるから、裁判官の指名が政治的な影響を受ける可能性がある。

また、平賀書簡問題、青法協問題に代表されるように、裁判所の上司の干渉或いは最高裁判所の人事権の乱用により、裁判官の独立が問題となった例もある。

2 証拠開示

制度的に裁判所が開示を命ずることができるのは、類型証拠と主張関連証拠のみである。

他方、検察官は証拠開示についての広範な裁量権を有し、被告人に有利な証拠を開示しなくても、原則として何の制裁もない。

3 司法による監視

裁判所は国選弁護人は解任できるが、私選弁護人や検察官を解任することとはできず、懲戒（弁護士）や適格審査（検察官）を求めることが出来る

だけである。

4 結 論

① Guide1 ないし 3

これらのGuideは裁判官が選挙で選ばれることを前提としていているところ、日本の裁判官は選挙で選ばれるのではないので「適用できない」。

② Guide4、5

裁判所は国選弁護人を解任できるので、「一部従っている」。

③ Guide6

裁判所は類型証拠と主張関連証拠の開示は命ずることが出来るので「一部従っている」。